

飯能市小規模工事請負指名希望者登録制度の運用基準

(平成12年3月1日決裁)

飯能市小規模工事請負指名希望者の登録等に関する規程(平成11年告示第219号)の解釈及び運用については、次の基準によるものとする。

1 第2条関係

- (1) 小規模工事の種類及びその工事の例示は、別表のとおりとする。
- (2) 簡易な申請で登録することができ、特に法律上技術者資格等を要するものを除きその他の許可、免許等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等については、ほとんど無審査とするため、工事の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると思われるものに限定する必要があることから、130万円以下の建設工事を対象とした。

2 第3条関係

- (1) 建設業法の許可を受けていない者も「業者登録できる者」の対象とする。
- (2) 市内に事務所等があればよく、主たる事務所等か従たる事務所等かを問わない。また、経営組織、従業員数等も問わない。
- (3) 希望する工事の種類は、3種類以内とする。これは、既に指定業者の登録をしている業者でも施工している主な工事の種類は、ほとんどが3種類以内であるためである。
- (4) 電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等を有することが必要であるため、その技術者資格証等の写しを申請書に添付させること。
- (5) 水道施設工事は、市の指定工事店でなければ施工できないので注意すること。

3 第4条関係

- (1) 申請書の添付書類のうち、「その他市長が必要と認めたもの」として、「申請書記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。また、請け負った工事は、信義に則り誠実に履行することを誓約いたします。」という内容の誓約

書を提出させること。

(2) 受付の際は、経験年数の記載に注意すること。

4 第5条関係

(1) 登録審査は、形式審査とする。

(2) 法律上特に技術者資格等を要するものを除き、その他の許可、免許等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等は、審査しないものとする。

(3) 法律上技術者資格等を有することが必要な工事は、電気工事、管工事、消防施設工事等であるので、これらの工事を希望する者には、該当する技術者資格証等が添付されているか確認すること。

5 第6条関係

(1) 小規模工事の発注については、この制度によって指名業者の選択範囲が拡大されたが、契約は、公正性、経済性及び適正履行の確保が図られることが重要であるので、適切な運用に留意すること。

(2) 契約は、契約規則第20条の規定により随意契約によることとする。

(3) 契約規則第25条第1項第1号の規定により、50万円以下の工事については契約書の作成を省略できるが、工期、契約内容等によっては、同条第2項の規定により請書を提出させること。また、50万円を超え130万円以下の工事については契約書を作成すること。

6 その他

(1) 契約保証金は、契約規則第27条第4号の規定により免除とする。

(2) 資格者名簿登録業者以外の業者に建設工事を発注している場合は、この制度を有効に活用し、適正な契約の履行に配慮すること。

附 則

この基準は、平成12年4月1日以後に登録の申請をするものについて適用する。

附 則（平成13年2月15日決裁）

この基準は、平成13年4月1日以後に登録の申請をするものについて適用する。

附 則（平成14年2月1日決裁）

この基準は、平成14年度分の登録の申請をするものから適用する。

附 則（平成15年2月20日決裁）

この基準は、平成15年度分の登録の申請をするものから適用する。

附 則（平成18年11月20日決裁）

この基準は、平成19年度以降の登録の申請をするものから適用する。

附 則（平成28年12月22日決裁）

この基準は、平成29年度以降の登録の申請をするものから適用する。

別 表

小規模工事の種類及び例示

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、足場等仮設工事、鉄筋組立工事、工作物解体工事 ロ 杭工事 ハ 土工事 ニ コンクリート工事 ホ 道路附属物設置工事、外構工事
石工事	石積工事、コンクリートブロック積工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	引込線工事、屋内配線工事、照明設備工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、ガス管配管工事
タイル・煉瓦・ブロック工事	コンクリートブロック積工事、煉瓦積工事、タイル張工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面標示工事
防水工事	モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、集じん機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事

建築工事の種類	建設工事の例示
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、データ通信設備工事
造園工事	造園工事、植木の刈込み、芝刈り
さく井工事	さく井工事、観測井工事、揚水設備工事
建具工事	建具取付工事、サッシ取付工事、カーテンウォール取付工事、シャッター取付工事、自動ドア取付工事、ふすま工事
水道施設工事	配水施設工事、下水処理設備工事
消防設備工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、消火設備工事、火災報知設備工事、非常警報設備工事
清掃施設工事	ごみ集積施設設置工事
解体工事	工作物解体工事